

東久留米市長選挙・東久留米市議会議員補欠選挙

市長選挙

新人の並木克巳氏が当選

任期満了に伴う「東久留米市長選挙」の投票が、25年12月22日に行われました。開票は、当日の午後9時からスポーツセンターで行われました。その結果、並木克巳氏が1万6024票を得て当選しました。



並木克巳氏

【略歴】
並木 克巳 (なみき かつみ)
昭和44年4月3日生まれ
明治学院大学経済学部卒
元市議会議員、会社員
現住所・東久留米市神宝町

東久留米市長選挙確定得票数

当 16,024票	並木 かつみ
8,789票	草刈 ちのぶ
6,958票	前田 晃平
(無効票 541票)	(敬称略)

市議会議員補欠選挙は

島崎清二氏が当選

市議会議員補欠選挙は、島崎清二氏が1万9755票を得て当選しました。投票率は34・54%でした。任期は25年12月23日～27年4月30日です。



島崎清二氏

【略歴】
島崎 清二 (しまざき せいじ)
昭和37年10月20生まれ
日本電子専門学校卒
元市議会議員、農業、会社員
現住所・東久留米市下里

東久留米市議会議員補欠選挙確定得票数

当 19,755票	島崎 せいじ
11,344票	ゆだ 昭夫
(無効票 1,201票)	(敬称略)

所得税の還付申告について

給与所得がある大部分の方は、年末調整で所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすれば、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をする場合

- ①災害や盗難、横領により、住宅や家財などの資産に受けられた損害などについて雑損控除を受ける方
- ②共同募金会や日本赤十字社などへの寄附、ふるさと寄附金などにより寄附金控除の適用を受けようとする方
- ③病気やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- ④家屋を住宅借入金などで新築や購入、増改築など(特定増改築等)をして、住宅借入金等特別控除を受ける場合など

①注意 公的年金などの収入が400万円以下かつ他の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、控除の追加などによって所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。給与所得者で給与以外にも収入がある方が還付申告をする場合は、その他各

種の収入(退職所得を除く)も申告が必要です。それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などを事前にご確認ください。▼還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください。

確定申告書の様式
所得税の確定申告書は提出用・控除用の2枚で1組となります。添付書類は、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出します。確定申告に必要な添付資料の用意を早めにお願います。

確定申告の相談と申告の受け付け
25年分の所得税の確定申告の相談と申告の受け付けは、2月17日(月)～3月17日(月)です。所得税の還付申告は、2月17日(月)以前でも税務署へ申告書を提出することができます。25年分の所得税の還付申告は1月から申告書を提出できます。

所得税の還付申告をする場合には、各種支払い証明書(源泉徴収票など)が必要になります。詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選択してください)へ。

会場	日程	受付時間
わくわく健康プラザ 1階講堂	2月3日(月) 2月4日(火)	午前9時半～11時 午後1時～4時
東部地域センター 1階講習室	2月5日(水)	
南部地域センター 2階講習室	2月6日(木)	

※各会場でお受けできるのは、提出のみの方および簡易な申告の方のみとなります。
※各会場とも車の来場はご遠慮ください。

所得税・消費税・贈与税の確定申告には「e-Tax(イータックス)」をご利用ください

e-Taxを利用すると、税務署に行かずに自宅から確定申告をすることができ、利用可能期間中は、24時間いつでも利用可能です(ただし、メンテナンス時間を除きます)。

③24時間受け付けます。確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(ただし、メンテナンス時間を除きます)。

市税などの納付にご協力ください
1月31日(金)は、市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)でお納めください。詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

東京税理士会からのお知らせ 「偽税理士にご注意を」

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられています。また、専門知識が欠けているなどのため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。

偽税理士および偽税理士法 人にご注意ください。税理士は、税理士証を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは同会ホームページ (http://www.tokyotaxishikai.or.jp/) をご覧ください。

介護保険制度で 税控除を受けるための 申告のご案内

高年齢者のおむつ代(医療費療費控除)の申告
高年齢者のおむつ代を医療費療費療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告には、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

障害者控除の 認定書の発行
所得税の確定申告や市民税・都民税の申告を行う際に、25年12月31日現在、市内在住

消費税法が改正されました

消費税法の一部が改正され、26年4月1日(火)から消費税(地方消費税を含む)の税率が、現行の5%から8%へ引き上げられます。これに伴い、国税庁ではホ

ムページに「消費税法改正のお知らせ」を掲載し、各税務署に「改正消費税相談コーナー」を設け、事業者などから寄せられる改正内容などに関する質問・相談に対応して

詳細は国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp/index.htm) から「消費税法改正のお知らせ」をご覧ください。詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選択してください)へ。

おむつ代の税申告をする
①おむつ代の税申告をする

の2年目以降の方(24年中のおむつ代の医療費控除を申告した方) ②25年中に購入したおむつ代を税申告する方 ③25年中に介護保険の要介護認定を受けている方 ④主治医意見書の内容により、「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生可能性があること」が確認できる方
障害者控除の 認定書の発行
詳しくは介護福祉課介護サービス係 ☎470・7777(内線2553・2556)へ。